

## 【調査の概要】

### 調査の目的

農林業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である農林業構造統計を作成するための調査）として、我が国の農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握することにより、農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国の農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

### 調査の根拠法令

農林業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に基づく基幹統計調査（基幹統計である農林業構造統計を作成するための調査）として実施しており、これに加え、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）及び農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）に基づいて実施している。

### 調査体系

農林業経営を把握するために個人、組織、法人などを対象にして実施する農林業経営体調査と、農山村の現状を把握するために全国の市区町村や農業集落を対象に実施する農山村地域調査に大別される。

| 調査の種類    | 調査の対象   | 調査の系統  |
|----------|---|--|
| 農林業経営体調査 | 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者 <sup>注</sup> | 農林水産省<br> <br>都道府県<br> <br>市区町村<br> <br>統計調査員<br> <br>調査対象<br>(農林業経営体) |

注：試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。

### 調査の対象

調査の対象は以下に掲げる全国の農林業経営体（農林業経営体の定義は「用語の解説」を参照）。

### 抽出（選定）方法

調査実施年の 2 月 1 日現在の全ての農林業経営体。

### 調査事項

1. 経営の態様
2. 世帯の状況
3. 農業労働力
4. 経営耕地面積等
5. 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
6. 農産物の販売金額等
7. 農作業受託の状況

8. 農業経営の特徴
9. 農業生産関連事業
10. 保有山林面積
11. 育林面積等及び素材生産量
12. 林業労働力
13. 林産物の販売金額等
14. 林業作業の委託及び受託の状況
15. その他農林業経営体の現況

## 調査の時期

### 1. 調査期日

令和7年2月1日現在

### 2. 調査票の配布・回収

#### (1) 農林業経営体調査（(2)を除く。）

調査票の配布：令和6年12月15日から

調査票の回収：随時回収（令和7年2月28日まで）

#### (2) 農林業経営体調査（石川県一部地域）

##### ア 七尾市、志賀町及び穴水町

調査票の配布：令和7年2月から

調査票の回収：民間事業者が随時回収（令和7年7月まで）

##### イ 輪島市、珠洲市及び能登町

調査票の配布：令和7年5月から

調査票の回収：民間事業者が随時回収（令和7年9月まで）

なお、地域によって調査票の配布日及び回収期限が上記期間内において異なる。

また、期限までに回答のない場合は、調査員等が電話や訪問により督促し回収。

## 調査の方法

### 1. 農林業経営体調査（(2)を除く。）

統計調査員が調査対象に調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を統計調査員又はオンライン（農林水産省共通申請サービス（eMAFF））により回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法により行った。

なお、調査対象が郵送による提出を希望した場合は、郵送により回収する自計調査の方法により行った。

### 2. 農林業経営体調査（石川県一部地域（七尾市、志賀町、穴水町、輪島市、珠洲市及び能登町））

農林水産省が委託した民間事業者が郵送により調査票を配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。なお、調査対象から聞き取り調査（他計報告調査）の申出があった場合には、電話による聞き取りをする方法により行った。

また、郵送、オンライン又は電話により回答が得られない場合は、民間事業者の調査員が調査票の回収又は聞き取りをする方法により行った。

## 集計・推計方法

### 1. 結果の集計

全国、都道府県別及び市区町村別に単純積み上げにより算出している。

また、未記入の項目がある一部の調査票のうち、

(ア) 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

(イ) (ア)以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

### 2. 集計の実施系統

本調査の集計は、農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室において行っている。

## 利用上の注意

### 1. 表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの。（例：0.4ha → 0ha）

「－」：調査は行ったが事実のないもの。

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの。

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

### 2. 秘匿措置の方法は、次のとおりである。

統計数値については、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護する観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を講じている。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を講じる必要のない箇所についても「x」表示としている。

### 3. 面積、飼養羽数及び出荷羽数は各単位ごとに四捨五入しており、合計とその内訳の計が一致しないことがある。

### 4. 調査の回答状況

回答状況は次のとおり

| 区 分      | 調査票   |       |
|----------|-------|-------|
|          | 配布対象  | 有効回答数 |
| 農林業経営体調査 | 6,576 | 6,400 |

注1：農林業経営体調査の「調査票配布数」とは、調査員が訪問し、農林業経営体に該当すると判定できた数である。

注2：農林業経営体調査の「有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票を回収できた数及び回答必須項目に一部未記入があっても、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。